

海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

天塩沿岸

利尻、礼文ゾーン【利尻島（利尻町，利尻富士町），礼文島（礼文町）】

ゾーン 区分	図面番号	課題		海岸の保全に関する事項		海岸保全施設の整備に関する事項※1,2																維持又は修繕の方法
		大項目	小項目		現状の問題点、課題	海岸保全の方向、施策	先域					種類	新設「◎」 改良「○」 現況「－」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況				
			番号	事項			市町村名	地区番号	地区名	計画先域	所管省庁区分			区域番号	延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	天端高(T.P.m)内は設計津波水位	地域	状況	
利尻・礼文ゾーン	1/4	防護	①	海岸保全施設の効果の維持	●波浪による越波被害 ●津波により背後集落が浸水する危険性がある	●施設の新設及び既存施設の効果維持を図る。 ●護岸の設置・嵩上げを行う。	利尻富士町	75	本泊(大磯)漁港	大磯地先	水産庁	①-1	飛砂防止フェンス	◎	-	-	170	+3.1	利尻富士町の 一部	宅地・その他	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。	
									大磯	大磯地先	水管理・国土保全局	①-1-1	消波堤	◎	-	-	10	+4.6			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。	
								76	富士岬	富士岬地先	水管理・国土保全局		消波堤	-	60	+3.0	60	+3.0			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。	
									護岸	-	40		+3.0	40	+3.0(+2.5)	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。						
								78	鷺泊	鷺泊地先	水管理・国土保全局	①-2	護岸	○	20	+3.0	20	+5.5(+1.7)		住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。	
									消波堤	-	10		+3.0	10	+3.0	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。						
								79	湾内	湾内地先		①-2-1	離岸堤	◎	-	-	50	+4.5		住宅地、その他	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。	
									消波堤	-			60	+3.0	60	+3.0	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。					
								81	雄忠志内	雄忠志内地先	水管理・国土保全局	①-2-2	護岸	○	340	+3.0	340	+3.0(+1.7)			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。	
									消波堤	-	750		+3.0	750	+3.0	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。						
									雄忠志内漁港	水産庁		護岸	-	179	+3.0	179	+3.0(+1.7)			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。		
									・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。													
								82	鰺泊	鰺泊地先	水管理・国土保全局	①-3	護岸	○	150	+3.0	150	+4.0～+4.5(+1.7)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
									護岸	-	200		+3.0	200	+3.0	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。						
								83	旭浜	旭浜地先	水管理・国土保全局	①-4	消波堤	◎	-	-	600	+5.8		原野	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。	
									護岸	-	80		+3.0	80	+3.0(+1.7)	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。						
									旭浜漁港	旭浜地先	水産庁	①-18	護岸	◎	-	-	120	+4.9(+1.7)			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。	
									消波堤	-	24		+3.4～+4.4	24	+3.4～+4.4	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。						
								84	石崎	石崎地先	水管理・国土保全局	①-5	護岸	○	295	+3.0	295	+5.8(+1.7)		住宅地・その他	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
									護岸	-	550		+3.0	550	+3.0(+1.7)	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。						
											①-5	離岸堤	◎	-	-	295	+2.0			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。		
												消波堤	-	210	+3.0	210	+3.0			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。		
								85	二石	二石地先	水管理・国土保全局	①-5-1	護岸	○	720	+3.0	720	+3.0(+1.7)			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。	
									消波堤	-	120		+3.0	120	+3.0	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。						
								89	沼浦	沼浦地先	水管理・国土保全局		護岸	-	450	+3.0	450	+3.0(+1.9)			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。	
									突堤	-	1基40		+2.0	1基40	+2.0	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。						
								90	南浜漁港	南浜地先	水産庁	①-6	消波堤	◎	-	-	134	+3.9		住宅地・その他	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。	
									消波堤	○	106		+3.9	106	+3.9～+4.9	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。						
												①-6	護岸	◎	-	-	106	+4.9(+1.9)		住宅地・その他	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。	
													・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。									
								91	野中	野中地先	水管理・国土保全局	①-7	護岸	○	30	+3.0	30	+4.5(+1.9)		住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
									護岸	-	70		+3.0	70	+3.0(+1.9)	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。						
													消波堤	-	40	+3.0	40	+3.0			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。	
													・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。									
								92	御崎	御崎地先	水管理・国土保全局		消波堤	-	40	+3.0	40	+3.0		利尻町の 一部	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。	
									御崎漁港	御崎地先	水産庁		護岸	-	265	+4.9	265	+4.9(+1.9)			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。	
													消波堤	-	14	+3.9	14	+3.9			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。	
													・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。									
								93	元村	元村地先	水管理・国土保全局		護岸	-	140	+3.0	140	+3.0(+1.9)			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。	
									消波堤	-	10		+3.0	10	+3.0	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。						
												①-7-1	消波堤	◎	-	-	68	+4.6		住宅地・その他	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。	
													・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。									
								94	本町	本町地先	水管理・国土保全局		護岸	-	390	+3.0	390	+3.0(+1.9)			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。	
									消波堤	○	20		+3.0	20	+4.5～+5.5	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。						

海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

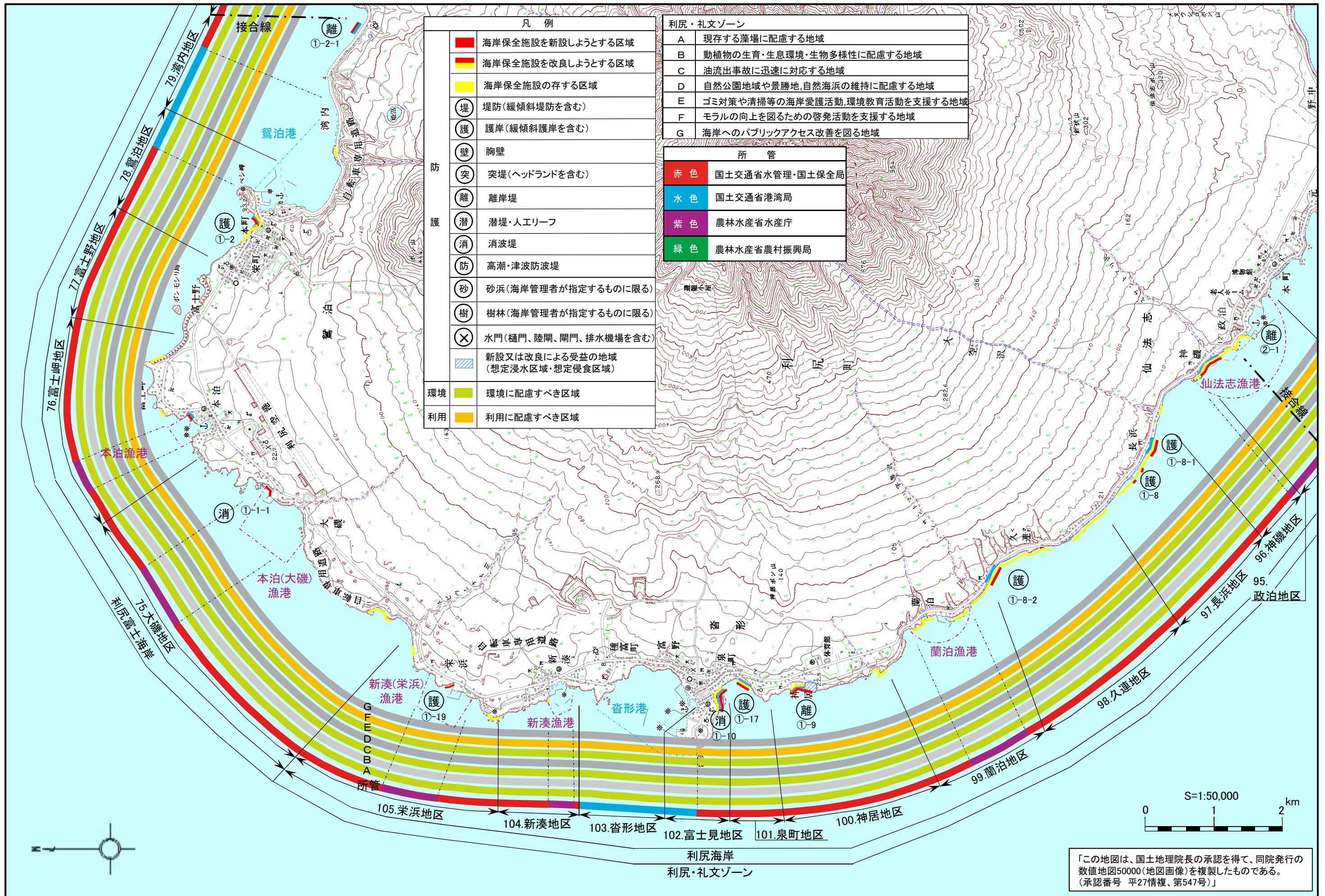
天塩沿岸

利尻、礼文ゾーン【利尻島（利尻町，利尻富士町），礼文島（礼文町）】

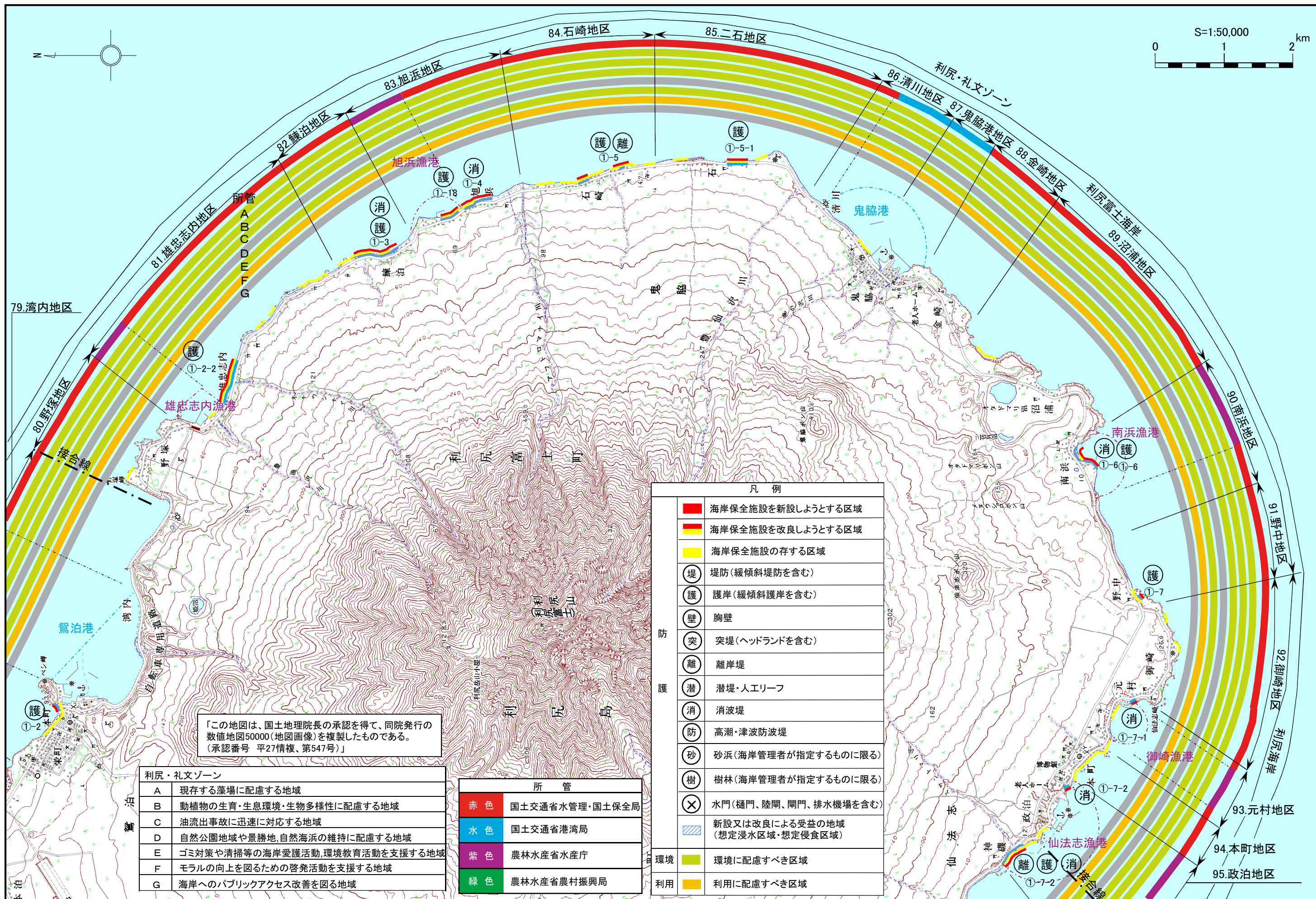
ゾーン 区分	図面番号	課題		海岸の保全に関する事項		海岸保全施設の整備に関する事項※1,2																	維持又は修繕の方法									
		大 項 目	小 項 目	現状の問題点、課題	海岸保全の方向、施策	先域					種類	新設「◎」 改良「○」 現況「－」	規模（現況）		規模（計画）		受益の地域及びその状況															
						市町村名	地区番号	地区名	計画先域	所管省庁区分			区域番号	延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況													
利尻・礼文ゾーン	1/4～2/4	防護	①	海岸保全施設の効果の維持	●波浪による越波被害	●施設の新設及び既存施設の効果維持を図る。	利尻町	95	仙法志漁港	政治地先	水産庁	①～7-2	離岸堤	○	189	+2.0	189	3.0	利尻町の一部		現在行っている漁港施設等のバトロール体制により適切な維持・修繕を行う。											
													消波堤	◎	-	-	118	+4.6		住宅地・その他	現在行っている漁港施設等のバトロール体制により適切な維持・修繕を行う。											
													護岸	○	250	+4.9	250	+4.9 (+1.9)		住宅地・その他	現在行っている漁港施設等のバトロール体制により適切な維持・修繕を行う。											
	2/4							96	神磯	神磯地先	水管理・国土保全局		護岸	-	20	+3.0	20	+3.0 (+1.9)			現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。											
												消波堤	-	160	+3.0	160	+3.0			現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。												
	1/4							97	長浜	字長浜地先	水管理・国土保全局	①～8	護岸	○	14	+3.0	14	+6.1 (+1.9)		住宅地	現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。											
												①～8-1	護岸	○	290	+3.0	290	+3.0 (+1.9)			現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。											
													消波堤	-	1,350	+3.0	1,350	+3.0			現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。											
								98	久連	久連地先	水管理・国土保全局	①～8-2	護岸	○	680	+3.0	680	+3.0 (+1.9)			現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。											
													離岸堤	-	1基50	+2.0	1基50	+2.0			現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。											
													潜堤	-	130	-1.0	130	-1.0			現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。											
													消波堤	-	510	+3.0	510	+3.0			現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。											
								99	蘭泊	蘭泊地先	水管理・国土保全局		護岸	-	230	+3.0	230	+3.0 (+1.9)			現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。											
													消波堤	-	30	+3.0	30	+3.0			現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。											
										蘭泊漁港	蘭泊地先	水産庁		堤防	-	420	+4.9～+7.1 (+1.9)	420			+4.9～+7.1 (+1.9)	現在行っている漁港施設等のバトロール体制により適切な維持・修繕を行う。										
													護岸	-	378	+4.9～+7.1 (+1.9)	378	+4.9～+7.1 (+1.9)			現在行っている漁港施設等のバトロール体制により適切な維持・修繕を行う。											
													消波堤	-	188	+3.9～+4.4	188	+3.9～+4.4			現在行っている漁港施設等のバトロール体制により適切な維持・修繕を行う。											
								100	神居	神居地先	水管理・国土保全局	①～9	離岸堤	◎	-	-	180	+2.0			住宅地・千場	現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。										
													護岸	-	40	+3.0	40	+3.0 (+1.9)				現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。										
													消波堤	-	70	+3.0	70	+3.0				現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。										
													突堤	-	4基150	+2.0	4基150	+2.0				現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。										
								101	泉町	泉町地先	水管理・国土保全局		離岸堤	-	1基40	+2.0	1基40	+2.0				現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。										
													消波堤	-	20	+3.0	20	+3.0				現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。										
													突堤	-	1基20	+2.0	1基20	+2.0				現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。										
												①～17	護岸	◎	-	-	120	3.0 (+2.6)				船揚場	現在行っている漁港施設等のバトロール体制により適切な維持・修繕を行う。									
								102	富士見	富士見地先	水管理・国土保全局	①～10	消波堤	○	200	+3.9	200	+5.0				住宅地・その他	現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。									
								104	新湊漁港		水産庁		消波堤	-	11	+3.9	11	+3.9					現在行っている漁港施設等のバトロール体制により適切な維持・修繕を行う。									
								105	新湊(栄浜)漁港	新湊(栄浜)漁港	水産庁	①～19	護岸	◎	-	-	50	+3.9 (+2.6)			住宅地・その他	現在行っている漁港施設等のバトロール体制により適切な維持・修繕を行う。										
									栄浜	栄浜地先	水管理・国土保全局		護岸	-	50	+3.9	50	+3.9 (+2.6)				現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。										
													突堤	-	1基20	+2.0	1基20	+2.0				現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。										
								4/4							礼文町	106	幌泊	幌泊地先			水管理・国土保全局		消波堤	-	220	+3.9	220	+3.9	礼文町の一部	現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。		
																						①～10-0	護岸	○	200	+5.0	200	+5.0 (+2.0)		住宅地・その他	現在行っている漁港施設等のバトロール体制により適切な維持・修繕を行う。	
																			①～10-1		消波堤	◎	-	-	50	+3.0	住宅地・その他	現在行っている漁港施設等のバトロール体制により適切な維持・修繕を行う。				
																											現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。					
	3/4～4/4													109	赤岩	赤岩地先	水管理・国土保全局		消波堤		-	100	+3.9	100	+3.9		現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。					
																			護岸		-	500	+3.9	500	+3.9 (+2.0)		現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。					
																			護岸		-	1,470	+3.9	1,470	+3.9 (+2.0)		現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。					
																			護岸	-	296	+3.9	296	+3.9 (+2.0)		現在行っている漁港施設等のバトロール体制により適切な維持・修繕を行う。						
	3/4														香深井漁港		水産庁	①～10-2	離岸堤	○	3基120	+1.9～+2.5	3基120	+1.9～+2.5	住宅地・その他	現在行っている漁港施設等のバトロール体制により適切な維持・修繕を行う。						
														114	津軽	津軽地先	水管理・国土保全局	①～12	離岸堤	◎	-	-	270	+2.0		住宅地・その他	現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。					
																			護岸	-	750	+3.9	750	+3.9 (+2.0)			現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。					
																			消波堤	-	10	+3.9	10	+3.9			現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。					
																			突堤	-	3基70	+2.0	3基70	+2.0			現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。					
														115	香深港	尺忍地先	港湾局															
														116	尺忍	尺忍地先	水管理・国土保全局	①～13	離岸堤	○	7基320	+2.0	7基320	+3.0		住宅地・その他	現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。					
																		①～13-1	護岸	○	260	+3.9	260	+3.9 (+2.0)			住宅地・その他	現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。				

利尻、礼文ゾーン【利尻島（利尻町、利尻富士町）、礼文島（礼文町）】

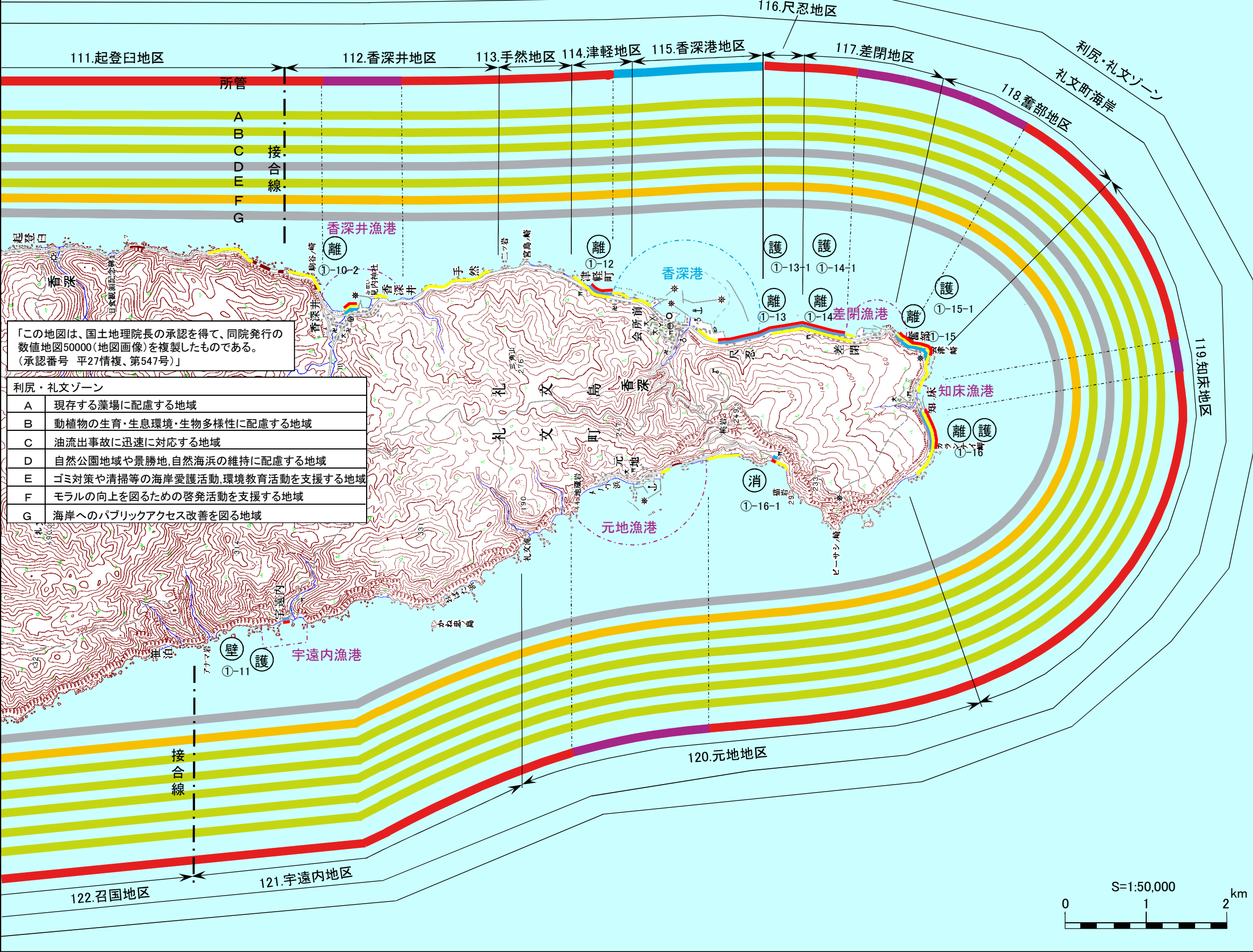
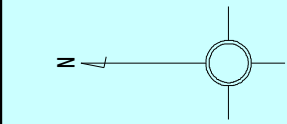
[illegible]



利尻・礼文ゾーン 図面番号 1/4



利尻・礼文ゾーン 図面番号 2/4

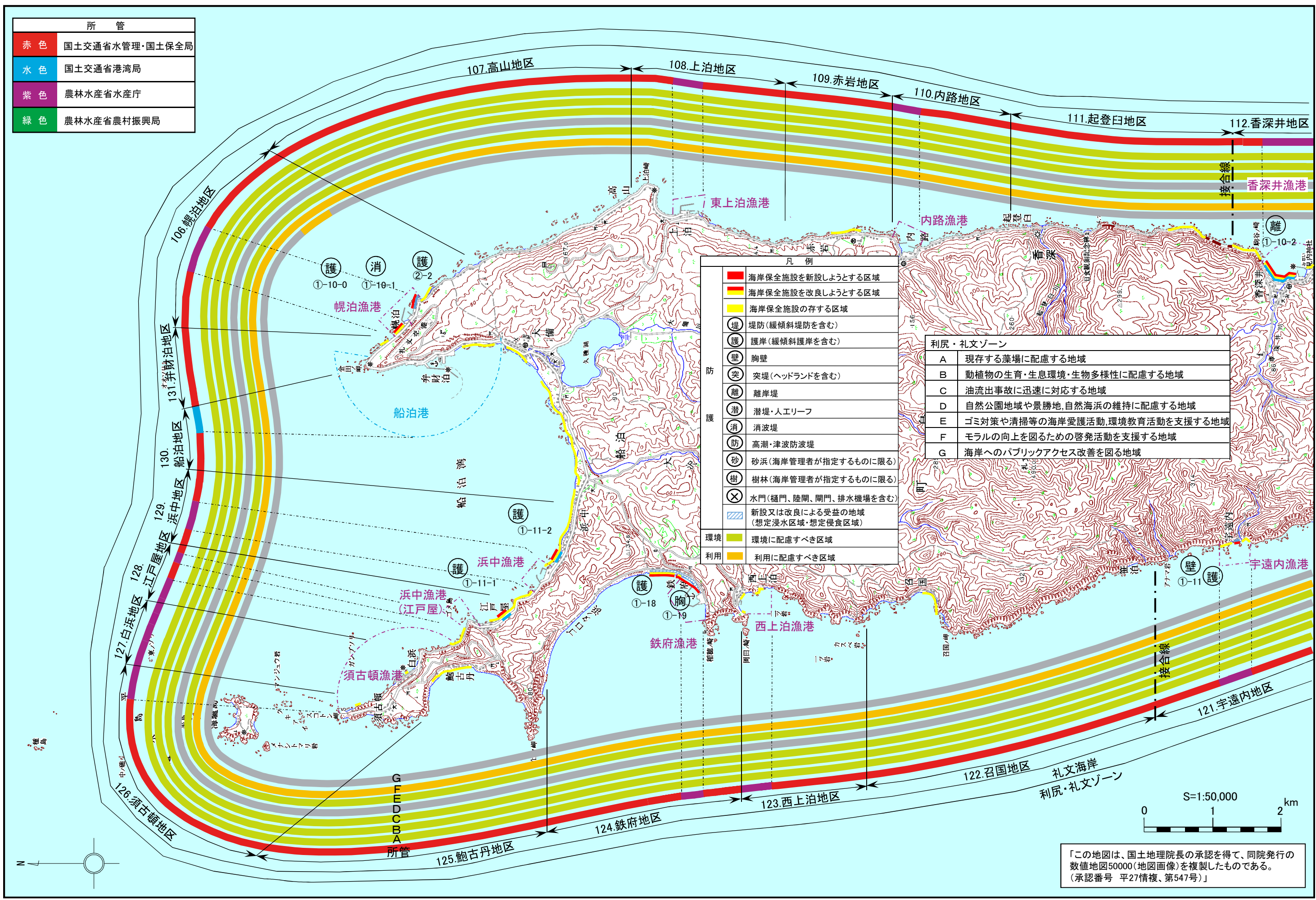


「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。
(承認番号 平27情複、第547号)」

利尻・礼文ゾーン	
A	現存する藻場に配慮する地域
B	動植物の生育・生息環境・生物多様性に配慮する地域
C	油流出事故に迅速に対応する地域
D	自然公園地域や景勝地、自然海浜の維持に配慮する地域
E	ゴミ対策や清掃等の海岸愛護活動、環境教育活動を支援する地域
F	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
G	海岸へのパブリックアクセス改善を図る地域

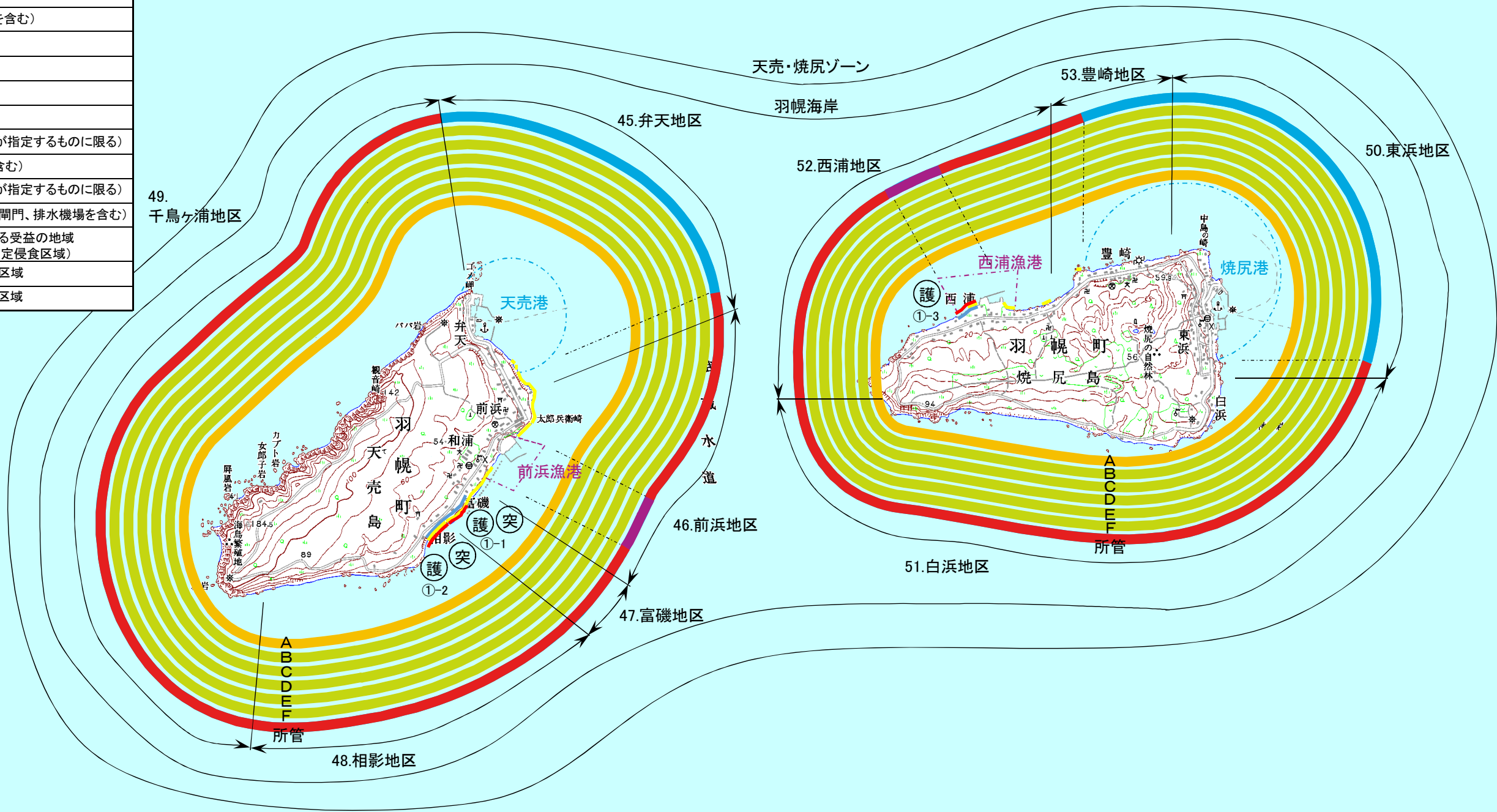
所 管	
赤 色	国土交通省水管理・国土保全局
水 色	国土交通省港湾局
紫 色	農林水産省水産庁
緑 色	農林水産省農村振興局

凡 例	
海岸保全施設を新設しようとする区域	
海岸保全施設を改良しようとする区域	
海岸保全施設の存する区域	
堤	堤防(緩傾斜堤防を含む)
護	護岸(緩傾斜護岸を含む)
壁	胸壁
突	突堤(ヘッドランドを含む)
離	離岸堤
潜	潜堤・人工リーフ
消	消波堤
防	高潮・津波防波堤
砂	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
樹	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
×	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)
環境	環境に配慮すべき区域
利用	利用に配慮すべき区域



利尻・礼文ゾーン 図面番号 4/4

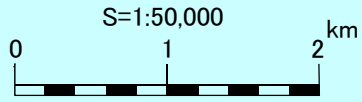
凡 例	
防 護	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドラインを含む)
	離岸堤
	潜堤・人エリーフ
	消波堤
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	人工海浜(養浜を含む)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
環境 利用	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)
	環境に配慮すべき区域
	利用に配慮すべき区域



所 管	
赤 色	国土交通省水管理・国土保全局
水 色	国土交通省港湾局
紫 色	農林水産省水産庁
緑 色	農林水産省農村振興局

天売・焼尻ゾーン	
A	現存する藻場に配慮する地域
B	動植物の生育・生息環境・生物多様性に配慮する地域
C	油流出事故に迅速に対応する地域
D	自然公園地域や景勝地,自然海浜の維持に配慮する地域
E	ゴミ対策や清掃等の海岸愛護活動,環境教育活動を支援する地域
F	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。
(承認番号 平27情複、第547号)」



天売・焼尻ゾーン 図面番号